



市 章

大津市公報

令 和 5 年 7 月 6 日
号 外 (第 43 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

| | 目 次 |
|---|-----|
| ○ 条 | |
| 31 大津市立認定こども園条例 | 1 |
| 32 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 33 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 34 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 35 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 36 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 37 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 38 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 39 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 40 大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 41 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 42 大津市火災予防条例の一部を改正する条例 | 7 |

条 例

大津市立認定こども園条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第31号

大津市立認定こども園条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定に基づき、大津市立比叡平こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 認定こども園の位置は、大津市比叡平一丁目45番3号とする。

(入園資格)

第3条 認定こども園に入園することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては、市内に居住する満3歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者に限る。以下「教育・保育給付認定子ども」という。）

- (2) 法第20条第1項の規定による申請をした日から同条第4項の教育・保育給付認定の効力が生ずる日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により認定こども園に入園する必要があると市長が認める者

- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置が必要であると市長が認める者（前2号に掲げる者に該当する者を除く。）

(保育料)

第4条 認定こども園における教育又は保育を受ける教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる当該教育・保育給付認定子どもが受ける教育又は保育の区分に応じ、当該各号に定める

額の範囲内において規則で定める額の保育料を市に納付しなければならない。

(1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育 同条第3項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育（同条第1項に規定する支給認定教育・保育をいう。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

(2) 法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 同条第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の保育料を減額し、又は免除することができる。
(延長保育料)

第5条 延長保育（市長が必要と認める1日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）を受ける者の保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる1日当たりの延長保育の保育時間の区分に応じ、当該各号に定める額の延長保育料を市に納付しなければならない。

(1) 30分まで 月額1,000円

(2) 30分を超え60分まで 月額2,000円

(一時預かり保育料)

第6条 一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。以下同じ。）を利用する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、規則で定めるところにより、1回につき300円の一時預かり保育料を市に納付しなければならない。

(給食の提供に要する費用)

第7条 認定こども園における教育又は保育を受ける教育・保育給付認定子どもであって、次に掲げる小学校就学前子どもに該当するものに係る教育・保育給付認定保護者は、規則で定めるところにより、給食の提供に要する実費に相当する額として市長が定める額を市に納付しなければならない。

(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども

(2) 満3歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

(一時預かり事業における給食等の提供に要する費用)

第8条 一時預かり事業を利用する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、規則で定めるところにより、当該一時預かり事業の利用に際して提供される給食、間食等に要する実費に相当する額として市長が定める額を市に納付しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 認定こども園の入園に係る園児の募集の手続その他の認定こども園を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 法附則第9条第1項の規定が適用される間における第4条第1項の規定の適用については、同項第1号中「同条第3項第1号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「額）」とあるのは「額) 及び同号ロに掲げる額の合計額」と、同項第2号中「同条第2項第1号」とあるのは「法附則第9条第1項第2号イ(1)）」と、「額)」とあるのは「額) 及び同号イ(2)に掲げる額の合計額」とする。

4 施行日の前日において、現に比叡平幼稚園又は大津市立ひえい平保育園に在園し、かつ、次項及び附則第6項の規定による改正がなかったとしたならば施行日において比叡平幼稚園又は大津市立ひえい平保育園に在園していたであろう園児は、施行日において認定こども園に入園したものとみなす。ただし、認定こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。

(大津市立学校の設置に関する条例の一部改正)

5 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部比叡平幼稚園の項を削る。

(大津市児童福祉施設条例の一部改正)

6 大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保育所の部大津市立ひえい平保育園の項を削る。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第32号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第18条の6第1項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第33号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項から第5項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。
-

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第34号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、

同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第35号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第36号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第27条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第39条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第37号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項、第25条第4項及び第73条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第38号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第39号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第7条第1項中「第5条第1項の」次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第9条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第7条第1項中「第5条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「第7条において読み替えて準用する基準省令第5条第1項の厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第46条第1項中「第44条第1項の」次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第50条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第46条第1項中「第44条第1項のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「第48条第2項において読み替えて準用する基準省令第44条第1項の厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第57条第2項及び第58条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第106条第4項及び第115条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第197条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第202条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第5項及び第6項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第40号

大津市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市老人福祉センター条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 健康寿命の延伸に関する事業

第8条第1項中「デイサービス事業を利用するとき、又はデイサービス事業以外によってセンターの浴場を利用する」を「センターにおいて次に掲げる利用をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) デイサービス事業の利用

(2) 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センターの浴場の利用（大津市立北老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターの浴場にあつては、デイサービス事業以外による利用に限る。）

(3) 大津市立中老人福祉センターのトレーニングルーム及びシャワー室の利用

第8条第2項中「デイサービス事業」を「前項第1号の利用」に改め、同条第3項中「デイサービス事業以外によるセンターの浴場の」を「第1項第2号の利用に係る」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第3号の利用に係る利用料金は、1人1回につき110円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、指定管理者は、回数券を発行することができるものとし、その額は、11枚綴り1,100円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

第2条 大津市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、大津市立南老人福祉センター」を削る。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第8条第1項第2号中「、大津市立南老人福祉センター」を削り、同項第3号中「大津市立中老人福祉センター」の次に「又は大津市立南老人福祉センター」を加える。

第3条 大津市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び大津市立東老人福祉センター」を削る。

第4条中「次のとおり」を「12人」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項第2号中「、大津市立北老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センター」を「又は大津市立北老人福祉センター」に改め、「及び大津市立東老人福祉センター」を削り、同項第3号中「又は大津市立南老人福祉センター」を「、大津市立南老人福祉センター又は大津市立東老人福祉センター」に改める。

第4条 大津市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「前条第1項本文」を「前条本文」に、「第10条」を「第9条」に改め、「以下」の次に「同条及び第10条を除き、」を加え、同条第3項中「前条第1項ただし書」を「前条ただし書」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 大津市立木戸老人福祉センターの浴場の利用

第8条第1項第2号を削り、同項第3号中「大津市立中老人福祉センター」を「大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第2号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項第3号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「指定管理者」の次に「（次条において「指定管理者」という。）」を加え、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1項中「並びにデイサービス事業の実施時間及び休業日」を削り、同条を第11条とする。

第13条第2号中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3号中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第5条 大津市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「センターにおいて次に掲げる利用をする」を「センターのトレーニングルーム及びシャワー室を利用する」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第2号の利用に係る」

を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例中、第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和8年4月1日から、第4条の規定は令和9年4月1日から、第5条の規定は令和10年4月1日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第41号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条中「23戸」を「22戸」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年7月6日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第42号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例(昭和37年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第17条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第24条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z

8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の大津市火災予防条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。